



裁 決 書

審査請求人

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

審査請求代理人

[Redacted]
[Redacted]

処分庁

[Redacted] 福祉事務所長
[Redacted]

上記審査請求人から平成26年10月15日付けで提起された、上記処分庁の生活保護変更申請却下処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成■年■月■日付で処分庁に行った転居費用の支給を求める生活保護変更申請（以下、「本件保護申請」という。）に対する生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

請求人は、平成■年■月初めから■に入所しているが、望んで入所したものではない。処分庁に住むところを失ったと言うと、住所がないと申請できないのでこの中から選んで下さいと、無料低額宿泊所の一覧表を提示され、現在入所している施設に入った。

この施設は、やっと寝ることができる矮小なスペースしかなくプライバシー

もないため、処分庁の担当ケースワーカーに何度か、施設を出たい旨申し入れを行ったが、「なるべく長くこの施設に居てください。そうでなければ[]施設になります。」と言われた。

入所期間が10か月を超え、精神的にも病んで我慢も限界なので、[]月[]日に担当ケースワーカーに強く転居を願い出たが、病状を確認してからなどと言われ、うやむやな態度で返答をのばされた。

転居先も請求人が確保し、平成[]年[]月[]日にアパートの見積書を添付して、転居費用の支給を求める本件保護申請を行った。2週間ほどたつと、担当ケースワーカーは本件処分についての通知を送ったと言ったが、[]の施設長は通知は届いていないと言い、請求人の手元には本件処分の決定通知は届いていない。

平成[]年[]月[]日頃、請求人は、審査請求代理人を通じ、ファックスで決定通知を送ってほしいと頼んだが、処分庁は、すぐまた郵送する、ファックスでは送れない、と回答した。しかしながら、平成[]年[]月[]日現在、当該処分についての通知は請求人の手元に届いていない。よって、1か月以上も決定通知が交付されないため、事実上の却下となった。

請求人は長年一人暮らしをしており、今も一人暮らしができる。処分庁が勧めるような[]用の施設があるとも思えない。せつかく確保してあるアパートもこのままでは不動産屋から断られてしまう。このような施設に押し込めないでほしい。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由の要旨は、次のとおりである。

請求人は、平成[]年[]月[]日付で通知した生活保護決定(変更)通知書が届かず、事実上却下されたとして審査請求したと思われるが、きちんと却下通知を送付している。その上で当該処分について意見する。

請求人は、転居に際し敷金等が必要であると訴えている。「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)(以下「課長通知」という。)問第7の30答6において、無料低額宿泊所を一時的な起居の場としており、居宅生活が認められる場合は敷金等を支給できるとある。課長通知問7の78には、居宅生活ができると認められる者の判断方法が記載されており、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか、自己の能力のみではできない場合は、利用しうる社会資源の活用を含めて検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断することとある。また、居宅生活ができると認められる者の判断視点が「生活保護問答集について」(平成21年3

月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) (以下「別冊問答集」という。) 問7-107に記載されており、請求人の生活歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況により総合的に判断することとされている。請求人の生活歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況は以下のとおりである。

生活歴及び居住歴

平成 年 月 日に において保護開始。アパート生活をしていた。平成 年 月 日の住宅更新の際に隣人トラブルにより大家から契約更新を拒絶され、 のアパートに転居。平成 年 月 日 とトラブルを起こし、一方的に突き飛ばされ暴力が怖いとの理由で、 のアパートに転居。

平成 年 月 日、大家から脅かされ、家賃は払えないから出て行けと言われたのでアパートを出た。居住先がなくなったのであれば、無料低額宿泊所か に入所することになる旨伝えた。 は空きが少なく、急迫性がないため入所は難しく、請求人から、すぐに入れる施設であればどこでもいいので入りたいとの申し出があった。そのため、県内の無料低額宿泊所一覧を渡し、空きがあれば入所できると案内したところ、請求人自ら に電話し、入所が決まり現在に至る。

病歴

、 のため 市内の医療機関に通院中。平成 年 月 日に電話にて病状調査を行い、次のような結果であった。今後も定期的な薬の投与が必要。本人の病識が低く の再発の可能性も高い。年齢や健康状態から単身での生活はおそらく無理である。もし転居するのであれば、 など望ましい。

現在の生活状況

の施設職員から聴取した話では次のとおりであった。請求人は、施設内での生活規約に違反し、 しているようであり、生活態度もあまりよいとは言えない。病識が低く健康管理も一人暮らしでは難しいのではないか。食事の支度等も年齢を考えると自身では難しいのではないか。

以上の判断事項を踏まえ、平成 年 月 日にケース診断会議を行い、総合的に判断した結果、病気療養上健康管理を行う上で単身の生活は難しく、アパートに入居する上でも、過去に大家とトラブルがあり、対人関係に問題があったと認められるため、今回の申請は却下し、利用しえる社会資源として請求人が希望すれば適切な法定施設への入居を勧めた方がいいとの結論に至った。

よって本件処分は妥当であり、請求人が提出した本件審査請求は棄却の裁決を求めるものである。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明書に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は、要約すると次のとおりである。

平成〇〇年〇〇月の転居について、請求人は一方的に暴力を振るわれたものであり、弁明書にトラブルを起こしたのは請求人のように書いてあることは否認する。

平成〇〇年〇〇月の〇〇〇〇への入所について、弁明書では請求人自ら〇〇〇〇に電話した旨が記載されているが、請求人は電話はしていない。処分庁のケースワーカーが〇〇〇〇の空きを調べ、〇〇〇〇が空いているがいかとあっせんされ、やむを得ず同意したものである。

〇〇〇〇の施設の居住スペースは本当に狭く、プライバシーもなく、食事もよいとは言えない。何度もケースワーカーに転居を申し出るが、ほとんどの人は認められず、転居をあきらめてしまう。

〇〇〇〇施設への入居は勧められたが、待機者が多く、実際の入居は不可能であり、そこへの入居を勧めるということは、実質的に死ぬまで〇〇〇〇に居ろ、というに等しい。

請求人の生活態度について、弁明書で、〇〇〇〇の職員からの話が記載されているが、承服できない。「生活規約を破り」とは、何を指しているか不知。〇〇〇〇はしていない。請求人の態度が良くないというのは職員の個人的感想。「病識が低く」とあるが、職員は請求人の健康状態を知らないのに何をもちょう判断したのか不知。「健康管理も一人暮らしでは難しい、食事の支度も難しい」というのも、職員の勝手な感想である。請求人は、普通にアパート等で長年一人暮らしをしてきた。これといった障害もなく、このようなひどい所に押し込められた生活から早く抜けたいと思っている。

病状調査については、聴き方によって表現が変わると思うので、ちゃんとした質問と答えでの要否意見書の提出を求める。本件保護申請をした際に、医師が転居を認めても福祉事務所がダメと言えどもとの説明があった。何を言っても転居を認めないという前提での話と受け取った。

ケース診断会議において、「病気療養上健康管理を行う上で、単身の生活は難しい」と判断しているが、金銭管理も服薬もキチンとしている。「対人関係に問題があった」とはどの話なのか不知。制裁的に転居を認めないとしたら、人権侵害。「法的施設への入居を勧める」とは、入居できるあてがないのであきらめなさい、ということか。きれい事を言わないでほしい。

「利用しうる社会資源」の中には、友人・知人からの援助や、配食サービス・緊急通報システム、ホームヘルパーなどが考えられる。私より重い病状の人で、そうしたものを活用して一人暮らしをしている人は大勢いる。私にも資源活用はできる。金銭管理はもとより、炊事・洗濯、他人とのコミュニケーションも普通にできる。

処分庁の通知は、突然、平成〇〇年〇〇月〇〇日になって、〇〇〇〇の管理人から、届いたよと渡された。1か月半以上も行方不明だった郵便物が渡されたのは、審査請求をしたからではないか。処分庁は2回出したと言っているが、届いたのは1通で、つい最近のことである。郵便物もまともに届かない所は居住先としてはふさわしくない。

私の周りには、〇〇〇〇の生活にあきらめている人が大勢いる。ほとんどの人がここを出ることを望むが〇〇〇〇は出してくれない。こんなところに居ることを誰も望

まない。こんなところで最期を迎えるのは嫌である。まだ、動けて、助けてくれる友人がいるうちに、人間らしく暮らしたいと思う。そういう生活をさせてほしい。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から、生活保護を受給していること。
- 2 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、請求人は、借家の契約更新を断られたため、〇〇〇〇の別の借家に転居したこと。敷金等の転居に係る費用は〇〇〇〇福祉事務所で支給したこと。
- 3 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、請求人は、〇〇〇〇に突き飛ばされけがをして、被害届を〇〇〇〇警察に提出したこと。請求人は、これ以上住めないと言って、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日に〇〇〇〇の別の借家に転居したこと。入居に際し初期費用はかからなかったため、転居に関する費用を〇〇〇〇福祉事務所では支給しなかったこと。
- 4 請求人は、大家に脅かされ、出て行けと恫喝されたと言って、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日に、借家を出て、無料低額宿泊所である〇〇〇〇〇〇に入所したこと。
- 5 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、請求人は、ファックスにて、〇〇〇〇〇〇を出てアパートに転居したい旨の文書を処分庁に送付したこと。
- 6 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、処分庁は〇〇〇〇〇〇に、請求人の生活状況について聴取したこと。
- 7 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、処分庁は、請求人の主治医に電話にて、請求人の病状調査を行ったこと。
- 8 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 請求人と審査請求代理人が処分庁を訪問したこと。処分庁は請求人に対し、アパートでの単身生活は、請求人の病状や生活状況から難しく、〇〇〇〇〇〇等の適切な法定施設などに入居するのであれば認められるが、入居先を探すため時間がかかる旨伝えたこと。
- 9 同日、請求人は、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付で転居費用の支給を求める生活保護変更申請書を処分庁に提出し、処分庁は、これを受理したこと。
- 10 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人の生活歴、

病歴、居住歴及び現在の生活状況について、総合的に判断した結果として、病氣療養上健康管理を行う上で単身の生活は難しく、アパートに入居する上でも、過去の入居時に大家とトラブルがあり、対人関係に問題があったと認められるため、今回の申請は却下し、請求人が希望すれば適切な法定施設への入居を勧めた方がいいと判断したこと。

- 11 処分庁は、本件保護変更申請に対し、平成 〇〇年〇〇月〇〇付けの申請却下の通知書を発行したこと。
- 12 請求人から平成26年10月15日付けで、本件審査請求が提起されたこと。
- 13 処分庁から平成 〇〇年 〇〇月 〇日付けで、弁明書が提出されたこと。
- 14 請求人から平成 〇〇年 〇〇月 〇日付けで、反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 被保護者が転居する場合における転居費用の支給については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）第7-4-(1)-カにおいて、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、局長通知第7-4-(1)-オ（以下「オ」という。）に定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と規定されている。
- 2 これを受けて、課長通知問第7の30において、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、これを支給できる場合として、16のケースが限定列挙されている。その一つとして、答6で「宿所提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合」が規定されている。
- 3 居宅生活ができると認められる者の判断方法については、課長通知問7の78で、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて

十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。」と規定されている。

- 4 さらに、居宅生活ができるかと認められる場合の判断の視点について、別冊問答集問7-107の答に次のように規定されている。

「以下のような点について判断することとなると考えるが、これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができるかと判断すべきものではないので留意すること。なお、当該視点については、施設退所時においても同様に判断の視点となるものである。

- 1 面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況

- 2 基本的項目

- (1) 金銭管理、(2) 健康管理、(3) 家事、家庭管理、(4) 安全管理、(5) 身だしなみ、(6) 対人関係

- 5 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

- (1) 処分庁が、無料低額宿泊所に入所中の請求人からの転居費用の支給申請を却下した決定の妥当性について

上記第4-5の認定事実のとおり、請求人は、無料低額宿泊所から転居したいと処分庁に申し出をしている。無料低額宿泊所は居住地を失った生活困窮者に対して、居宅や社会福祉施設等へ移行するまでの一時的な起居の場として位置づけられたものである。福祉事務所は、無料低額宿泊所に入所中の被保護者の処遇について、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助に努める必要がある。

上記第5-3のとおり、課長通知問7の78には、居宅生活ができるかと認められる者の判断方法が記載されているが、生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等の居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目について、自己の能力のみではできない場合は、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、総合的に判断すべきと規定されている。つまり、居宅生活ができるか否かについては、単に自己の能力だけでできるか否かを判断するのではなく、自己の能力だけでは居宅生活が難しい場合は、利用しうる社会資源の活用を含めて十分な検討を行い、総合的に判断する必要があると考えられる。

上記第4-6の認定事実のとおり、処分庁は、無料低額宿泊所の職員に、請求人の生活状況について聴取している。さらに、上記第4-7のとおり、処分庁は、電話ではあるが請求人の主治医に病状調査を行い、居宅生活の可

否について聴取している。そして、上記第4-10の認定事実のとおり、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人の生活歴や病状、現在の生活状況について検討し、単身での居宅生活は困難であると半判断している。

しかしながら、処分庁は、請求人が利用しうる社会資源の活用について調査、検討を行っているとは認められない。また、仮に社会資源の活用を含めて検討を行った結果、なお居宅生活が困難であるとの判断に至った場合には、適切な社会福祉施設等への移行が検討されるべきである。しかし、処分庁は、上記第4-10のとおり、請求人が希望すれば適切な法定施設への入居を勧めた方がいいとしているのみで、請求人の居宅生活や社会福祉施設等への移行について、利用しうる社会資源の活用を含めた十分な調査に基づく指導、援助を行っているとは認められない。

処分庁は、無料低額宿泊所に入所中である十分な検討を行うべきであるが、それらを十分に行っていたとは認められない。

(2) 本件処分に係る決定通知書の送付及び到達について

請求人は、上記第1-2のとおり、本件処分に係る決定通知書について、平成 年 月 日現在、請求人のもたに届いていないと主張している。一方、処分庁は、上記第2のとおり、平成 年 月 日付で、きちんと却下通知を送付していると主張している。また、請求人は、上記第3のとおり、平成 年 月 日になってから、施設職員から手渡されたと主張している。

双方の主張は食い違っているが、いずれにしろ本件処分に係る審査請求の期間や、審査庁の判断に影響を与えるものではない。

- 6 以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成26年12月12日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

